福祉医療費給付金の養育医療費一部負担金への充当について

　以前は、養育医療の一部負担金を松本保健所へ納付後、本人がその領収書により直接福祉医療費給付金の請求をしていただいておりましたが、平成２５年４月から養育医療が県から市へ移管されたことに伴い、福祉医療費給付金（市役所福祉課から支給）を養育医療一部負担金（市役所健康づくり課から請求）に充当することができるようになりました。

　（例）

|  |
| --- |
| 養育医療費一部負担金（市役所健康づくり課請求分）　３４，８００円 |

充当

※残額５００円を納付

|  |
| --- |
| 福祉医療費給付金（市役所福祉課支給分）　３４，３００円 |

　養育医療費一部負担金３４，８００円に福祉医療費給付金（受給者負担分５００円を除く）３４，３００円を充当し、残額５００円を一部負担金支払額として後日発送する納付書により納付していただくことになります。

　このことに同意いただける場合は、下記欄に氏名の記入をお願いします。

　なお、同意いただけない場合は、養育医療費一部負担金を全額納付いただき、後日直接市福祉課で福祉医療費給付金の請求をしていただくことになります。

　食事代（ミルク代）等は、塩尻市福祉医療費給付金制度の対象外ですので、委任状を提出いただいた場合でも、高所得者の方など一部の方には食事代を負担していただく場合があります。

　私は、未熟児養育医療の一部負担金の納付にあたり、福祉医療費給付金を充当することに同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名：